

(2) 計画期間

総合計画の計画期間と同じく、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までとします。

(3) 目標

持続可能な財政構造の確立

本県財政は、県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このような厳しい財政状況においても、新たな総合計画の着実な推進のためには、これを支える安定した財政基盤が必要です。

このため、将来負担の軽減などの財政健全化に向けた取組や、自立した財政構造への転換に向けて国に地方税財政制度の改正を働きかけることなどにより、持続可能な財政構造の確立に努めます。

財源対策の実施にあたっては、「建設地方債等の実質的な県債残高を抑制すること」及び「健全化判断比率に留意し健全財政を維持すること」を前提として、財源の確保を図ります。